

調理師法施行令

第十四条 調理師は、免許証を破り、よごし、又は失つたときは、免許証の再交付を申請することができる。

- 2 前項の申請をするには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 免許証を破り、又はよごした調理師が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。
- 4 調理師は、免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を発見したときは、五日以内に、これを免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。